



島根県報

平成26年3月31日（月）

号外第60号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第50号）

1 規則の概要

- (1) 地方税法及び島根県県税条例の一部改正に伴う規定及び様式の整備
- (2) その他様式の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第50号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項中「第73条の27の2第1項」を「第73条の27の3第1項」に改める。

附則に次の2項を加える。

（自動車税の課税免除の特例）

- 12 法附則第12条の3第2項に規定する自動車に対する平成26年度分の自動車税に係る第76条の3第1項の規定の適用については、同項中「課すべきその年度分の自動車税額に相当する額」とあるのは「課すべきその年度分の自動車税額に相当する額を条例附則第19項第2号の規定により読み替えられた税額」とする。

（自動車税の減免基準の特例）

- 13 法附則第12条の3第2項に規定する自動車に対する平成26年度分の自動車税に係る第80条第2項の規定の適用については、同項中「税額の全額」とあるのは「条例附則第19項第2号の規定により読み替えられた税額の全額」と、「条例第47条第1項第1号イ(㊦)に相当する税額」とあるのは「条例第47条第1項第1号イ(㊦)に相当する税額を条例附則第19項第2号の規定により読み替えられた税額」とする。

第90号の6様式及び第90号の7様式中「国税庁」を「所轄庁」に改める。

第94号の2様式中「登記年月日」を「登記受付年月日」に、

「

既存住宅 の取得の 場合 ①	家 屋 の 新 築 年 月 日		年 月 日	を
	家 屋 の 用 途	旧 所 有 者	居 住 用 ・ 居 住 用 以 外 ・ 未 使 用	
		取 得 者 (新 取 得 者)	自 己 居 住 用 ・ 貸 家 用 ・ そ の 他 ()	

」

「

耐震基準 適合既存 住宅の取	住 宅 の 新 築 年 月 日	年 月 日	に改
----------------------	-----------------	-----------------------------	----

」

得の場合 ①	住 宅 の 用 途	自己居住用・貸家用・その他（ ）
-----------	-----------	------------------

め、同様式備考3中「家屋」を「住宅」に改める。

第94号の3様式中「登記年月日」を「登記受付年月日」に、

住宅の新築の場合 ③	住宅の新築日における土地の所有者の氏名又は名称		
建売住宅（未使用）の取得の場合 ④	住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他（ ）
既存住宅の取得の場合 ⑤	家屋の用途	旧 所 有 者	居 住 用 ・ 居住用以外 ・ 未 使 用
		取 得 者 (新 所 有 者)	自己居住用・貸家用・その他（ ）

を

特例適用住宅の新築の場合 ③	住宅の新築日における土地の所有者の氏名又は名称		
新築未使用の特例適用住宅の取得の場合 ④	住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他（ ）
耐震基準適合既存住宅の取得の場合 ⑤	住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他（ ）

に

改め、同様式備考中「添付すること」を「添付してください」に改める。

第98号様式その1中

既存住宅 の取得の 場合 ①	家 屋 の 新 築 年 月 日		年 月 日
	家屋の用途	旧 所 有 者	居 住 用 ・ 居住用以外 ・ 未 使 用
		取 得 者 (新 取 得 者)	自己居住用・貸家用・その他（ ）

を

耐震基準 適合既存 住宅の取 得の場合 ①	住 宅 の 新 築 年 月 日		年 月 日
	住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他（ ）

に改

め、同様式備考3中「家屋」を「住宅」に改め、同様式記載要領の9中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に改め、同様式記載要領の10を次のように改める。

10 ㊦の欄は、地方税法の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に該当条項を記載してください。

参考：次に該当する場合などに徴収猶予の適用があります。

- (1) 地方税法第73条の27の2第2項……………個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合
- (2) 地方税法第73条の27の3第2項……………被収用不動産等に代わると認められる不動産を取得した場合
- (3) 地方税法第73条の27の4第2項……………譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合
- (4) 地方税法附則第11条の4第2項……………心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は雇用保険法施行規則第118条の3第1項の中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で作業の用に供するものを取得した場合

第98号様式その2中

住宅の新築の場合 ㊦	住宅の新築日における土地の所有者の氏名又は名称		
建売住宅（未使用）の取得の場合 ㊧	住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他（ ）
中古（既存）住宅の取得の場合 ㊨	家屋の用途	旧 所 有 者	居住用・居住用以外・未使用
		取 得 者 （新 所 有 者）	自己居住用・貸家用・その他（ ）

を

特例適用住宅の新築の場合 ㊦	住宅の新築日における土地の所有者の氏名又は名称		
新築未使用の特例適用住宅の取得の場合 ㊧	住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他（ ）
耐震基準適合既存住宅の取得の場合 ㊨	住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他（ ）

に改

め、同様式記載要領の15の(1)中「第73条の27の2第2項」を「第73条の27の3第2項」に改め、同様式記載要領の15の(2)中「第73条の27の3第2項」を「第73条の27の4第2項」に改める。

第100号様式中

①	法第73条の27第1項……………特例適用住宅の新築又は既存住宅等の用に供する土地の取得		
②	法第73条の27の2第3項…被収用不動産等の代替不動産の取得		
③	法第73条の27の3第4項…譲渡担保財産の取得		
④	法附則第11条の4第2項…心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得		
⑤	上記以外の規定による	〔 法第73条の27の 第 項 〕 〔 法附則第11条の4 第 項 〕	

を

「

①	法第73条の27第1項………特例適用住宅の新築又は耐震基準適合既存住宅等の用に供する土地の取得
②	法第73条の27の2第3項…耐震基準不適合既存住宅の取得
③	法第73条の27の3第3項…被収用不動産等の代替不動産の取得
④	法第73条の27の4第4項…譲渡担保財産の取得
⑤	法附則第11条の4第2項…心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得
⑥	上記以外の規定による { 法第73条の27の 第 項 法附則第11条の4 第 項 }

に

」

改め、同様式備考1中「囲むこと」を「囲んでください」に改め、同様式備考2中「添付すること」を「添付してください」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。